

議案第36号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の
一部を次のように改正する。

別表の1中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 7,800	円 23,400	円 29,700	円 31,300	円 53,100	円 58,700
		土・日曜日 休 日	9,400	28,100	35,300	37,900	63,400	70,200
	入場料を徴収する場 合	平 日	12,500	37,600	46,900	50,100	84,500	93,800
		土・日曜日 休 日	14,200	45,400	56,300	59,500	101,600	112,200
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,100	9,700	12,400	13,000	22,100	24,400
		土・日曜日 休 日	4,000	11,600	14,700	15,700	26,300	29,300
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,200	15,600	19,400	20,900	35,200	39,000
		土・日曜日 休 日	5,900	18,800	23,400	24,700	42,300	46,700
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,000	6,200	7,800	8,200	14,000	15,500
		土・日曜日 休 日	2,400	7,400	9,300	9,900	16,700	18,500
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,200	9,900	12,500	13,300	22,300	24,700
		土・日曜日 休 日	3,700	12,000	14,900	15,700	26,800	29,700
ギャラリー 第1	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	28,500円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	42,700円					
ギャラリー 第2	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	19,600円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	29,300円					
ギャラリー 第3	入場料を徴 収しない場 合	1日につき	3,600円					
	入場料を徴 収する場合	1日につき	5,600円					
	入場料を徴							

展示ロビー		収めない場合	1日につき 3,600円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,500円					
リハーサル室 第1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,000	5,000	5,000	9,800	9,800	15,000
		入場料を徴収する場合	7,400	7,400	7,400	14,800	14,800	22,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	7,800	10,000	10,000	15,200	15,200	22,900
		入場料を徴収する場合	11,600	15,100	15,100	22,800	22,800	34,300
リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,900	1,900	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,800	2,800	4,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	2,000	2,000	2,900	2,900	4,500
		入場料を徴収する場合	2,200	2,900	2,900	4,500	4,500	6,600
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,900	1,900	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,800	2,800	4,300
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	1,900	1,900	2,800	2,800	4,400
		入場料を徴収する場合	2,200	2,800	2,800	4,300	4,300	6,500
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,800	1,800	2,700
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	4,200
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	1,800	1,800	2,700	2,700	4,300
		入場料を徴収する場合	2,200	2,600	2,600	4,200	4,200	6,400
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	1,800
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,700	1,700	2,600

第5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	1,900	1,900	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,900	1,900	2,800	2,800	4,300
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,000	1,000	1,700
		入場料を徴収する場合	800	800	800	1,600	1,600	2,500
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	800	1,100	1,100	1,700	1,700	2,500
		入場料を徴収する場合	1,200	1,700	1,700	2,500	2,500	3,800
スタジオ・調整室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 900円						
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,300円						
楽屋（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	1室につき 2,100円						
	入場料を徴収する場合	1室につき 3,100円						
大研修室（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	6,100	7,700	9,700	11,600	20,100	21,900	
	入場料を徴収する場合	9,100	11,500	14,600	17,400	30,000	32,700	
中研修室（第1から第3まで）	入場料を徴収しない場合	5,200	6,500	8,300	10,400	17,900	19,400	
	入場料を徴収する場合	7,700	9,700	12,600	15,500	26,700	29,300	
小研修室 第1	入場料を徴収しない場合	2,700	3,600	4,600	5,700	9,700	10,600	
	入場料を徴収する場合	4,200	5,500	6,700	8,500	14,600	15,800	
小研修室（第2・第3）	入場料を徴収しない場合	4,200	5,500	7,000	8,600	14,700	16,100	
	入場料を徴収する場合	6,200	8,100	10,400	12,900	22,000	24,100	
講師控室（第1・第2）	入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 500円						
	入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 800円						

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	500円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	800円
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき	1,100円
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき	1,700円
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 1,000円
		入場料を徴収する場合	1日につき 1,600円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 3,100円
		入場料を徴収する場合	1日につき 4,900円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき 5,400円
		入場料を徴収する場合	1日につき 8,100円

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

かごしま県民交流センターの施設の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。